

井林

いばやし

たつのり

-通信 第六十四号-

自由民主
LIBERAL & DEMOCRATIC

発行所：自由民主党本部
東京都千代田区永田町1-11-23
電話：東京03 (3581) 6211 (代)

自由民主党
静岡県第二選挙区支部
〒426-0037
藤枝市青木3-13-8
TEL 054-639-5801
FAX 054-639-5802
Mail office@t-ibayashi.com
井林たつのり国会事務所
〒100-8981
東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館919号室
TEL 03-3508-7127
FAX 03-3508-3427

副大臣就任まえの議論が形に

危険運転 致死傷罪 厳罰化へ！

危険運転



井林たつのり



衆議院議員 井林たつのり

生年月日 昭和51年7月18日

住所 藤枝市本町

本籍 榛原郡川根本町(お茶農家)

【経歴】京都大学工学部卒業、同大学院環境工学修了

平成14年より国土交通省勤務、平成22年6月退官

平成24年12月初当選(四期目)

平成28年8月環境・内閣府大臣政務官

令和3年11月自民党 財務金融部会長

令和5年9月内閣府副大臣

静岡県サッカー協会中西部支部 会長

【家族】妻・長女・次女

【趣味】野球、水泳【好物】焼魚、白米、お茶

ポスター掲示を
お願いします。



副大臣の 仕事

日銀と政府の橋渡しを行います

～日銀の金融政策決定会合に出席～

内閣府副大臣として私の担当に「経済財政政策」があります。経済政策は日本銀行とも緊密な連携が必要です。そのため、日本銀行の金融政策決定会合にも政府を代表して出席します(会議冒頭が放送され「見たよ!」との電話も多くいただきました!)

政策決定会合はマーケットへの影響が大きいため、携帯の持ち込み禁止や会議資料の徹底した回収等の機密保持が非常に厳しく行われています。また、議事要旨は一ヶ月以上後、議事録は10年後公表の為、内容は詳しくお伝え出来ず申し訳ありません。

日本銀行の植田総裁は牧之原市の出身であり、親近感を強く感じています。植田総裁率いる、日銀の独立を守りつつ、政府・日銀の政策連携が円滑に行くように努めて参ります。目標は経済の安定的な成長と、それを実感出来る国民生活の実現です。

井林たつのりのスマイルメッセージ

第1・第3・第5<水曜日>FM島田 (76.5MHz)

放送; 8:10~ 再放送; 18:35~

ネットでも聞けます (<http://www.jcbasimul.com/>)

ご支援をお願い申し上げます

自民党大逆風です。こんな時だからこそ、政治を立て直す!その時に多くの党員に支えて頂けることが発言力につながってまいります!真に国と国民の為に働く政治を実現します!是非入党して政治の刷新にお力を与えてください。党費は年4,000円(家族党員2,000円)です。下記FAX頂くか、電話(054-639-5801)又はメール(office@t-ibayashi.com)でお伝えください。

FAX 054-639-5802

お名前 _____

※入党は個人名のみとなります。

住所 〒 _____

TEL/FAX _____ 生年月日 _____



令和4年の党員獲得
優秀表彰を頂きました!

危険運転致死傷罪厳格化！

～副大臣就任まえの議論が形に～

危険運転による交通事故の厳罰化の経緯

「交通事故は事故に遭われた方は不幸。しかし、交通事故を起こした方も不幸」だからこそ、注意して運転するように。と言われ、教えてられました。しかし、これはある程度適切な運転をしている場合に限ります。

世の中では、考えられないような危険な運転をするドライバーがいて、不幸にもそうした不心得なドライバーによる事故で尊い命を落とされたり、身体に障害を負う方々がいらっしゃるのも現実です。ご遺族や被害者から刑罰が軽すぎる、厳罰化を求める声が多く上がりました。そこで、極めて危険な運転を行い、事故を起こした方への罰則として「危険運転致死傷罪」が平成13年に制定されました。

危険運転の厳罰化の経緯

【業務上過失致死】

5年以下の懲役もしくは禁固又は100万以下の罰金（平成17年以降は7年以下の懲役）

↓平成13年に新設

【危険運転致死傷罪】

死亡させた場合に1年以上15年以下の懲役、負傷させた場合に10年以下の懲役（罰金刑無し）

平成17年厳罰化→死亡させた場合1年以上20年以下の懲役、負傷させた場合15年以下の懲役

危険運転致死傷罪の問題点

しかし課題が残っています。犯罪の条件が、以下のようになっています

- ①アルコールまたは薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させたこと
- ②進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させたこと
- ③進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させたこと
- ④人または車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に侵入し、その他通行中の人または車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転したこと
- ⑤赤色信号またはこれに相当する信号をことさらに無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転したこと 等

「制御することが困難」「制御する技能を有しない」「ことさらに無視」など曖昧で立証が困難な状況です。そのため、危険運転致死傷罪で起訴されない・裁判で棄却される場合も生じています。

政治主導で危険運転の厳罰化を前進させる！

2020年10月から副大臣就任まで、自民党の交通安全特別調査会の事務局長を務めてました。そこで、この問題を取り上げ、政治主導で議論を行い、党の提言を受けて、法務省が検討会を立ち上げました。

【提言概要】

- ①最高速度を大幅に上回る死傷事犯の処罰を可能にする措置（規制速度の2倍等明確な基準）
- ②飲酒運転は一律に危険運転致死傷罪とする
- ③赤信号無視は「殊更」を削除
- ④スマートフォン等のながら運転の厳罰化も検討すべき

危険運転の厳罰化を通じて、事故の無い安全な社会実現に向けて政治主導で取り組んでいきます！

| | 津市5人死傷事故 (2018年12月発生) | 大分市死亡事故 (21年2月発生) | 宇都宮市死亡事故 (23年2月発生) |
|------|---|--|--|
| 事故概要 | 法定速度60 ^{km/h} の道路を約146 ^{km/h} で走行し、タクシーに突っ込んで運転手と乗客の計5人を死傷させた | 同60 ^{km/h} の道路を約194 ^{km/h} で走行し、衝突した車の運転手の男性を死亡させた | 同60 ^{km/h} の道路を約161～162 ^{km/h} で走行し、追突したオートバイの男性を死亡させた |
| 起訴罪名 | 危険運転致死傷 | 過失運転致死 | 過失運転致死 |
| 裁判 | 津地裁が過失運転致死傷と認定し、懲役7年の判決(名古屋高裁も支持し、確定) | 大分地裁で公判予定 | 宇都宮地裁で公判中 |
| | | →危険運転への訴因変更が認められる | →遺族が危険運転への訴因変更を要望 |

読売新聞2023年8月22日朝刊



刑法は言い間違えも許されません。膨大な資料を見ながら司会進行



マスコミも注目大！